平成２４年（フ）第３１３８号
大阪市城東区古市２丁目５番３―902号
債務者　兒玉　智美
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３１５０号
大阪市平野区瓜破７丁目５番13号
債務者　山下　純子
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３１５５号
大阪府寝屋川市明和１丁目８番27号
債務者　岩本　理枝（旧姓今西）
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３１５８号
大阪市東淀川区西淡路１丁目14番27号　新大阪マンション102号
債務者　福田　功一
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３２３５号
大阪府豊中市野田町38番34―402号
債務者　沖本　惠一
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３２８３号
大阪府豊中市立花町１丁目８番18号
債務者　角谷　武夫
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３３１５号
大阪市都島区東野田町４丁目２番23号　バイエル都島502号
債務者　根津　太一
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３３７７号
大阪府茨木市上穂積３丁目５番６号
債務者　寺田　穂積（旧姓長嶺）
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３４０６号
大阪市中央区瓦町１丁目７番15―1102号
債務者　小澤里江子
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３５２５号
大阪府枚方市渚西２丁目１番１―1001号
債務者　北村　安代（旧姓足立）
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３５２７号
大阪市港区三先１丁目10番26―601号
債務者　成田ふくみ（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３５４５号
大阪市淀川区木川東３丁目９番22―503号
債務者　揚子江こと　漁元　　豊
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３６００号
大阪市天王寺区石ケ辻町６番13―304号
債務者　松田　　浩
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３６０９号
大阪府高槻市南総持寺町６番38―502号
債務者　浅原　満妃
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３６８１号
大阪府茨木市太田１丁目11番10号
債務者　北村　欣次
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３６９８号
大阪府門真市下馬伏町21番14号
債務者　谷川須賀子
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３７０５号
大阪市淀川区新高１丁目５番17号　サンライズ谷川302号
債務者　名倉貴己子
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３７４６号
大阪市住之江区南港中３丁目３番31―405号
債務者　中村マツエ
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部